

令和8年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和8年3月9日第1回市議会定例会（第1日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
14 河内 光	15 鈴木 裕士
16 石田 知早人	17 清水 隆宏
18 星熊 伸作	19 加藤 晶子
20 小川 真由美	21 小沢 国大
22 木村 哲也	23 河内 伸一
24 小島 倫明	25 舟橋 秀和

③ 欠席議員は次のとおりである。

13 諸岡 英実

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長 天野 正基	副市長 伊木 利彦
副市長 笹原 浩史	教育長 中川 宣芳
市長公室長 入江 慎介	総務部長 長尾 正人
地域活性化営業部長 石川 徹	市民生活部長 落合 健一
健康生きがい支え合い推進部長 駒瀬 勝利	福祉部長 江口 幸全
こども未来部長 川尻 卓哉	建設部長 堀場 武
都市政策部長 舟橋 朋昭	上下水道部長 笹尾 拓也
市民病院事務局長 竹田 孝一	教育部長 矢本 博士
監査委員事務局長 松浦 智明	消防長 小口 高広
総務部次長 古澤 健一	地域活性化営業部次長 伊藤 加代子
市民生活部次長 小川 真治	健康生きがい支え合い推進部次長 永井 政栄
福祉部次長 山本 格史	こども未来部次長 野田 弘

建設部次長	矢澤浩司	都市政策部次長	川島充裕
上下水道部次長	三品克二	市民病院事務局次長	堀田幸子
教育部次長	岩本淳	会計管理者	舟橋知生
副消防長	高橋直人		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	小川正夫	議事課長	松宮克哉
書記	舟橋紀浩	書記	伊藤愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議席の指定

諸般の報告

- 1 常任委員会委員の辞任の報告
- 2 常任委員会委員の指名の報告
- 3 提出議案の報告
- 4 説明員出席要求者の報告
- 5 小牧市国民保護計画の変更について（報告第1号）
- 6 専決処分について（報告第2号・報告第3号）

市長施政方針

議案及び請願審議

議案第1号 小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第3号 小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第6号 小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第9号 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 小牧市水道事業給水条例及び小牧市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第19号 小牧文津調整池整備工事請負変更契約の締結について
- 議案第20号 事故に係る損害賠償の額の決定について
- 議案第21号 春日寺会館等の指定管理者の指定について
- 議案第22号 本庄台老人憩の家等の指定管理者の指定について
- 議案第23号 小牧市道路線の廃止について
- 議案第24号 小牧市道路線の認定について
- 議案第25号 専決処分の承認について
- 議案第26号 専決処分の承認について
- 議案第27号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第28号 令和7年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第30号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会

- 計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第35号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第38号 令和8年度小牧市一般会計予算
- 議案第39号 令和8年度小牧市土地取得特別会計予算
- 議案第40号 令和8年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第41号 令和8年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第42号 令和8年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第43号 令和8年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第44号 令和8年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第45号 令和8年度小牧市介護保険事業特別会計予算
- 議案第46号 令和8年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度小牧市病院事業会計予算
- 議案第48号 令和8年度小牧市水道事業会計予算
- 議案第49号 令和8年度小牧市下水道事業会計予算
- 請願第1号 住民合意のない学校再編・統廃合の中止を求める請願書
- 議席の一部変更

(午前10時00分 開会式)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまから令和8年小牧市議会第1回定例会の開会式を行います。
議長挨拶。

（舟橋秀和議長 登壇）

○議長（舟橋秀和）

皆さんおはようございます。令和8年小牧市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は議員各位並びに市長はじめ関係職員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

先月には小牧市長の交代と市議会議員の補欠選挙が行われました。天野正基市長が初当選され、我々市議会議員も25名そろそろこととなりました。

確かな春の息吹が感じられるこの時期は、新たな歩みを進めるにふさわしい節目でございます。春の陽光が草木を育むように、本定例会での議論が小牧市の未来に豊かな実りをもたらすことを心より願っております。

議員各位におかれましては、これまで同様、市民の皆様の負託に応える、真摯かつ活発な質疑と審議を行い、適切な議決に至るようお願い申し上げ、開会の言葉とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（小川正夫）

市長挨拶。

（天野正基市長 登壇）

○市長（天野正基）

本日は、令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集を賜り、誠にありがとうございます。私が市長に就任し、初めて定例会に臨むこととなります。その責任の重さを改めて胸に刻むとともに、市民の皆様の負託に応える市政運営を進めるため、議会の皆様との建設的な議論と緊密な連携を何より大切にしていきたいと思います。

さて、国内外に目を向けますと国際情勢の不安定化が続いております。特に中東地域をはじめとした緊張の高まりは、エネルギー価格や物価動向などを通じて、我が国経済や市民生活にも少なからず影響を及ぼしております。また、国内経済においては、企業活動や投資の動きに回復の兆しが見られる一方で、物価上昇の影響により、市民の皆様の生活実感としては依然として厳しさが続いている状況にあるものと認識しております。

本市といたしましては、こうした国際情勢や社会経済環境の変化を的確に捉えながら、市民生活への影響を注視し、安全・安心の確保、地域経済の下支えに取り組むとともに、議会の皆様と率直かつ前向きな議論を重ねながら、将来を見据えた持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

それでは、今定例会に提案いたします議案につきましては、条例案をはじめ49件で

あります。いずれも市政運営上、大変重要な案件ばかりでありますので、慎重に御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議会事務局長（小川正夫）

これをもって、開会式を終わります。

(午前10時04分 閉 式)

(午前10時04分 開 会)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は24名であります。

○議長（舟橋秀和）

ただいまから令和8年小牧市議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について、本件は、会議規則第86条の規定により、議長において、2番 永井孝典議員、18番 星熊伸作議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月27日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月27日までの19日間と決定いたしました。なお、会期中の日程につきましては、配付いたしましたとおりでありますので御了承願います。

日程第3、「議席の指定」について。

去る2月22日に執行された小牧市議会議員補欠選挙において当選されました木村哲也議員及び清水隆宏議員の議席は、会議規則第3条第3項の規定により、議長において、清水隆宏議員を議席番号17番に、木村哲也議員を議席番号22番にそれぞれ指定いたします。

日程第4、「諸般の報告」について。

常任委員会委員の辞任の報告について、まず、令和8年2月26日付で余語 智議員から総務委員会委員の辞任の申出がありましたので、御報告申し上げます。

次に、同じく令和8年2月26日付で阿部哲己議員から福祉厚生委員会委員の辞任の申出がありましたので、御報告申し上げます。

次に、常任委員会委員の指名の報告について、まず、令和8年2月26日付で委員会条例第6条第1項のただし書の規定により、議長において木村哲也議員を総務委員会委員に指名いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、同じく令和8年2月26日付で委員会条例第6条第1項ただし書の規定により、議長において清水隆宏議員を福祉厚生委員会委員に指名いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、本日、議会に提出されました議案については、配付いたしました49件であります。

以上をもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今定例会の説明員として、市長、教育長のほか、関係職員に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので御報告申し上げます。

次に、報告第1号「小牧市・国民保護計画の変更について」、報告第2号及び報告第3号の専決処分について2件、以上3件が市長より提出されております。

いずれも配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

日程第5、「市長施政方針」に入ります。

天野市長の発言を許します。

(天野正基市長 登壇)

○市長（天野正基）

令和8年小牧市議会第1回定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信を申し述べます。

私は、本年2月22日執行の小牧市長選挙を経まして、小牧市長として小牧市政のかじ取りを担うこととなりました。市長の職に就くに当たり強く感じているのは、新しい市政を始めるといふ思い以上に、これまで積み重ねられてきた市政を責任を持って引き継ぐという覚悟でございます。

小牧市は、昭和30年に小牧町・味岡村・篠岡村が合併して誕生し、昭和38年に北里村と合併し、現在の市域となりました。農業依存からの転換と財政基盤の確立のため、企業誘致に御尽力をされた先人をはじめ、歴代市長、市議会、市職員、そして地域の皆様の不断の努力によって、今日の豊かな財政基盤を築いてきました。これまでの歩みは、挑戦と努力の積み重ねの結晶であります。私はまず、その歴史に深い敬意と感謝を表します。

一方で、私たちが直面している現実は厳しいものです。人口減少と少子高齢化の進行、物価高騰や人手不足、猛暑や自然災害の激甚化、そして生成AIをはじめとする技術革新。社会の前提が大きく変わる中で、自治体経営にはこれまで以上の判断力と

実行力が求められています。

昨年、小牧市は市制施行70周年という大きな節目を迎えました。市民参加型の記念式典、将棋の第66期王位戦、中学生によるこども議会など、世代を越えて市民がつながる取組は、前市政が大切にしてきた理念がまちに根づきつつあることを示しています。

私は、この市制70周年を「振り返り」で終わらせるのではなく、次の世代へ確実につなぐための出発点と捉えています。前市政が築いてきた土台を尊重し、継承し、その上に時代の要請に応じた改革と挑戦を重ねていく。それが今後の小牧市政の基本姿勢であり、私に課せられた使命であると考えています。

市政運営に当たっては、市の最上位計画に基づき、前市政が積み上げてきた成果を生かしながら、未来に向けて持続可能な形へと発展させてまいります。

その軸として、引き続き3つの都市ヴィジョンを市政運営の柱に据えます。

こども夢・チャレンジNo. 1都市。

小牧市がこれまで大切にしてきた「こどもを中心に据えたまちづくり」は、市制70周年の取組に現れるなど、確かな成果を上げてきました。子どもたちが主体的にまちと関わる姿は、次代を担う人材が育ちつつあることを示しています。私は、この流れを一過性の施策ではなく、まちの価値そのものとして定着させていきたいと考えています。

質の高い保育・教育環境を整え、家庭環境や世代を問わず、全ての子どもが夢を描き、挑戦できること。それは子育て施策であると同時に、将来の小牧を支える最も重要な投資であると考えます。子どもを安心して育てられるまちは、若い世代から選ばれます。この都市ヴィジョンを通じて、次世代へ誇れる小牧市を確実に作り上げてまいります。

健康・支え合い循環都市。

前市政において、小牧市は「健康」と「支え合い」を大きな柱に据え、市民一人一人が自らの健康に向き合い、地域で支え合う仕組みづくりを進めてきました。私は、これらの取組をさらに発展させ、安心が制度としてだけでなく、循環できるまちを目指します。

高齢者だけでなく、全ての世代が地域の一員として役割を持ち、支え合うこと。人口構造が変化する時代だからこそ、行政だけに頼らない、地域の力を生かした「まち」の実現が不可欠です。支え合いが自然に生まれる小牧市を、次の段階へ進めてまいります。

魅力・活力創造都市。

小牧市の発展を支えてきたのは、産業集積と雇用、そして職住近接という都市構造です。私は、この強みを最大限に生かし、企業誘致による雇用創出から定住、消費、にぎわいへとつながる好循環を持続的に回していく市政を進めます。職と住が調和し、豊かな暮らしを育む。その積み重ねが市民一人一人の誇りとなり、外からも選ばれるまちにつながります。

令和8年度予算は、歳入面においては、市税収入は増収の見込みであるものの、物価高騰や人件費の上昇、米国の通商政策が企業に与える影響は依然不透明であり、今後の収入見通しは楽観できません。歳出面では、少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増加に加え、国の政策の影響による地方負担額の増加、物価高騰や人件費の上昇が、委託料をはじめ様々な経費の上昇圧力となっています。

このような現下の厳しい状況を踏まえつつも、安全・安心・快適な市民生活を最優先とし、健全財政の維持と各分野間のバランスに十分留意しながら、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を着実に推進できるよう編成したところであります。

それでは、令和8年度当初予算案を中心に、「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の体系に沿って、「市政戦略編」「分野別計画編」「自治体経営編」の順に各事業の方針を御説明申し上げます。

まず、市政戦略編であります。

初めに、戦略1「すべての子どもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出」であります。

本市の誇る「子育て支援が充実している」姿を一層高めるため、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもたちが夢を育み、その夢へのチャレンジをまち全体で応援する環境を構築するとともに、来るべき未来社会を見据え、子どもたちが社会の変化とともに自らを成長させ続け、生き抜いていける確かな力を身につけるための環境を整備してまいります。

次に、戦略2「“健康・生きがいつくり”と“支え合いの地域づくり”の循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会（小牧モデル）」を構築」であります。

人生100年時代の到来に備え、誰もが安心して暮らし続けることができる幸せな高齢社会を実現するため、市民の健康・生きがいつくりを応援し、市民の皆様とともに支え合いの地域づくりを進め、「健康」と「支え合い」が地域内で循環する小牧モデルのまちづくりをこれまで以上に推進してまいります。

次に、戦略3「『住みたい』『働きたい』『訪れたい』魅力あふれる小牧を創造」であります。

市民の愛着や誇りを醸成し、市内外から支持される魅力あるまちづくりを進めるとともに、本市の強みであるバランスのよい産業集積を持続的に高め、企業の新事業展開や生産性の向上を支援し、将来にわたって経済・雇用・財政の基盤が確立された活力あるまちを構築してまいります。

次に、分野別計画編についてであります。

安全・環境につきましては、災害時の避難所環境改善や食糧備蓄量の拡充、カーボンニュートラルの実現に向けた省エネ・再エネの普及促進などに取り組んでまいります。

健康・福祉につきましては、生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う、地域共生社会の実現を目指してまいります。

また、非常に厳しい経営環境にある市民病院につきましては、経営改善に向けた取組を進め、引き続き安全で良質な医療の提供に努めてまいります。

教育・子育てにつきましては、子どもたちにとってより望ましい教育環境を実現するために、学校再編は避けられないものであります。子どもたちに安全・安心な学びと育ちの環境を整備してまいります。

文化・スポーツにつきましては、性別や国籍にかかわらず互いに尊重し合うとともに、生涯を通じて学び、心豊かに過ごすことができる環境を提供してまいります。

なお、本年9月から10月にかけて、アジア最大のスポーツ大会の祭典「第20回アジア競技大会」のバレーボール競技がパークアリーナ小牧で開催されます。アジア各国からお越しになる多くの選手や観客の皆様を、市を挙げておもてなしするとともに、本市のスポーツ振興や国際交流など多様なきっかけを創出してまいります。

産業・交流につきましては、市の強みや特性を生かして産業力を高めるとともに、郷土の歴史や地域資源の魅力を市内外に発信してまいります。

都市基盤・交通につきましては、近年各地で道路陥没や水道管の漏水が発生しておりますが、老朽化したインフラの修繕や更新は本市においても喫緊の課題であります。災害に強く、安全で暮らしやすいまちの整備に取り組んでまいります。

最後に、自治体経営編につきましては、効率的・効果的な行政運営を推進し、市民にとって利便性や質の高いサービスを提供してまいります。

本市は、昭和55年以降、普通交付税の不交付団体であり、先人の御努力により多くの企業が立地し、豊かな税収に支えられて健全財政を維持してまいりました。

しかし、近年では、扶助費や人件費の伸びが税収の伸びを上回る状況が続いていることに加え、著しい物価上昇により、本市の様々な事業運営に大きな影響が出ております。

さらには、国が国の責任において行う施策でありながら、その財源が普通交付税措置とされ、実質的に不交付団体への負担の転嫁となるものや、国庫補助金の算定などで不交付団体の補助率が引き下げられるといった、本来の普通交付税の機能と関係のない不利益な取扱いが累積し、本市の財政を圧迫しています。

このような決して良好な展望が望めない状況においても、力強く市民の生活をお支えしていくためには、行政改革のスピードをさらに上げていく必要があります。改革の中には短期的には市民サービスの向上に逆行する部分もあり得ることから、市民の皆様の一層の御理解を頂戴しつつ、将来の小牧市に必要となる事業について、より高い効果を得られる財源配分とするとともに、財政状況の改善に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、令和8年度予算に係る各事業の方針について、「市政戦略編」「分野別計画編」「自治体経営編」の順に御説明申し上げます。

令和8年度の予算といたしましては、市長就任から第1回定例会開会まで極めて短期間ではありますが、継続中の重要事業や市民の皆様の生活に影響が大きい事業等が停滞することなく進められるよう、しっかりと盛り込み、編成いたしました。

この結果、一般会計の予算規模は、対前年度当初比3.3%増の726億8,000万円となり、過去最大規模の当初予算となりました。また、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた全会計の総額は、対前年度当初比2.2%増の1,401億3,600万円余となりました。

以上、令和8年度当初予算案の概要について御説明申し上げます。

繰り返しになりますが、小牧市の現在は、先人の挑戦と前市政を含む歴代の市政運営、そして市民の皆様の日々の営みによって築かれてきました。私は、その歩みを大切に受け継ぎ、時代の変化に即した形で発展させていく決意です。

一方で、人口減少や少子高齢化という厳しい現実にも挑みながらも、夢を育て、健康を守り、活力を生み出す市政を止めることはありません。そのためには市役所自身が常に進化する必要があります。市役所のDXと業務の合理化を進めるとともに、職員が能力を発揮できる環境づくりを通じて行政力を高め、変化に柔軟に対応できる自治体経営を実現してまいります。これは単なる経費削減を目的とするものではなく、市民の皆様により質の高いサービスを安定的に提供するための改革であります。

全世代が安全・安心して暮らし続けられる「選ばれるまち小牧」を市民の皆様とともに作り、次世代へ確実につないでいく。その決意の下、市政運営に全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（舟橋秀和）

日程第6、「議案及び請願審議」に入ります。

議案第1号から議案第17号までの議案17件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長公室長（入江慎介）

ただいま上程されました議案第1号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号「小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。4ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、人事院勧告に準じて、職員が通勤のために駐車場等を利用する場合の通勤手当の額を定める等のため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。

1として、新たに採用された職員の給与が地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額を下回る場合に、その差額に相当する額を初任給調整手当として支給することとし、2として、職員が通勤のために駐車場等を利用し、当該駐車場等に係る料金を負担する場合は、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金相当額を支給することとし、3として、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第1号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

続きまして、議案第2号「小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。議案第2号「小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

提出理由であります。12ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市農業公園の設置及び管理について必要な事項を定めるため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、13ページをお願いいたします。

1として、小牧市農業公園の、以下、農業公園とありますが、設置及び管理につい

て必要な事項を定め、2として、身近な農業を通して食の大切さを理解する場とする
とともに、里山を生かした自然環境とのふれあいを通して農業振興の発信の場とする
ため、農業公園を設置することとし、名称は小牧市農業公園、その位置は小牧市大字
野口205番地とし、3として、農業公園で行う事業について定め、4として、農業公園
の管理を指定管理者に行わせることとし、5として、農業公園の管理に必要な事項に
ついて定め、6として、貸し農園の使用料について定め、7として、指定管理者の指
定の手続、管理業務の範囲及び管理の基準について定め、8として、この条例は、令
和10年4月1日から施行することとし、ただし、4及び7の指定管理者の手続につき
ましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第2号、提案理由とその内容についての御説明とさせていただきます。
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○消防長（小口高広）

続きまして、議案第3号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上
げます。

議案書の15ページをお願いいたします。議案第3号「小牧市火災予防条例の一部を
改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。17ページをお願いいたします。この案を提出いたしますの
は、簡易サウナ設備を火災の発生のおそれのある設備として規定する等のため必要が
あるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げます
ので、18ページをお願いいたします。

1といたしまして、火を使用する設備で、その使用に際し、火災の発生のおそれの
ある設備の位置、構造及び管理の基準を定めるものに簡易サウナ設備を加え、2と
いたしまして、住宅における火災の予防を推進するため、感震ブレーカーの普及を促進
することとし、3といたしまして、この条例は、令和8年3月31日から施行しよう
とするものであります。

以上で、議案第3号の提案理由とその内容についての説明とさせていただきます。
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

続きまして、議案第4号から第6号までの3議案につきまして、提案理由とその内
容について御説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。議案第4号「小牧市休日急病診療所の設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案の御説明の前に、条例改正に至る経緯を御説明させていただきます。小牧市休日急病診療所は、日曜日などの休日に急な病気の一時的な応急処置をする診療所です。診療科目は内科、小児科、外科、歯科で、診療日は日曜日、祝日、年末年始の休日となっておりますが、外科と歯科については内科、小児科に比べ患者が少なく、また、小牧市医師会からは、外科医師の状況から外科を廃止するよう重ねて要望をいただいていたところです。

このような状況を踏まえ、本年2月3日に開催しました小牧市休日急病診療所運営協議会で協議が行われ、外科については診療科目の廃止を、歯科については診療日を5月3日から5日まで及び12月31日から年明け1月3日までに変更する旨承認されたところです。

本市としましては、市内に休日に診療可能な医療機関が外科、歯科ともに複数あることから協議結果を尊重するとともに、外科の診療科目の廃止については条例改正が必要なことから、今回、条例案を上程させていただくものであります。

それでは、提出理由であります。20ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市休日急病診療所の診療科目を変更するため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、21ページをお願いいたします。

1といたしまして、小牧市休日急病診療所の診療科目のうち外科を廃止し、2といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

23ページをお願いいたします。議案第5号「小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」であります。

提出理由であります。24ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市温水プールを廃止するため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、25ページをお願いいたします。

1といたしまして、小牧市温水プールを廃止し、2といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

27ページをお願いいたします。議案第6号「小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。28ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市立小学校及び小牧市立中学校の体育館の空調設備の使用料を定めるため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、29ページをお願いいたします。

1といたしまして、条例の題名を「小牧市立学校体育施設使用料条例」に改め、2といたしまして、小牧市立小学校及び小牧市立中学校の体育館の空調設備の使用料を、小学校は30分当たり200円、中学校は30分当たり300円とし、3といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第4号から議案第6号までの3議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○福祉部長（江口幸全）

続きます。議案第7号から議案第9号までの3議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。議案第7号「小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。32ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する等のため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、33ページをお願いいたします。

1といたしまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小牧市災害弔慰金等支給審査委員会を置き、2といたしまして、審査委員会は、委員5人以内をもって組織し、3といたしまして、委員の任期は2年とし、4といたしまして、委員の報酬の額は、日額1万5,000円とし、5といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、6といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

続きます。35ページをお願いいたします。議案第8号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。39ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に係る特例を設ける等のため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますが、その前に今回の改正概要につきまして簡単に御説明申し上げます。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われ、この見直しに伴い、一部の被保険者については介護保険料

段階の移動が生じます。介護保険料については、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画の期間中であることから、税制改正に伴う影響を最小限に抑えるため、合計所得金額の判定、市民税の課税・非課税の判定などについて、令和8年度に限り特例を設けるものであります。

それでは、改正の内容を御説明申し上げますので、40ページをお願いいたします。

1といたしまして、令和8年度の保険料率の算定及び減免に関する特例を設け、2といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、41ページをお願いいたします。議案第9号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。45ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、国民健康保険税の課税額等の見直しを行うとともに、新たに子ども・子育て支援納付金に係る課税について定めるため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますが、その前に今回の改正概要につきまして簡単に御説明申し上げます。

所得割額を算定する税率、被保険者均等割額について激変緩和を講じつつ、県が示す標準保険料率に近づけていくものであります。その結果、世帯状況、所得状況などの変更がなければ、1世帯当たりの平均保険税額は年額1万157円、5.9%増となる見込みであります。

また、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から段階的に実施されるため、新たに子ども・子育て支援納付金分を徴収し、国民健康保険税と合わせて拠出することとなります。

それでは、改正の内容を御説明申し上げますので、46ページをお願いいたします。

1といたしまして、所得割額を算定する税率を表のとおりとするものであります。

2といたしまして、被保険者均等割額を表のとおりとするものであります。

3といたしまして、子ども・子育て支援納付金分の世帯別平等割額を表のとおりとするものであります。

4から8につきましては、被保険者均等割額の改正に伴い、国民健康保険税の減額について改めるもので、4といたしまして、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、47ページをお願いいたします、給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額、以下同じであります、を超えない世帯に係る納税義務者、いわゆ

る7割軽減該当者についての国民健康保険税を減額する額のうち、被保険者均等割額及び子ども・子育て支援納付金分の世帯別平等割額を表のとおりとするものであります。

5といたしまして、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者、いわゆる5割軽減該当者についての国民健康保険税を減額する額のうち、被保険者均等割額及び子ども・子育て支援納付金分の世帯別平等割額を表のとおりとするものであります。

48ページをお願いいたします。6といたしまして、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者、いわゆる2割軽減該当者についての国民健康保険税を減額する額のうち、被保険者均等割額及び子ども・子育て支援納付金分の世帯別平等割額を表のとおりとするものであります。

49ページをお願いいたします。7といたしまして、4から6までに該当しない世帯に係る納税義務者についての国民健康保険税を減額する額を、世帯内の未就学児1人につき、基礎課税分の被保険者均等割額にあつては現行1万4,750円を1万5,650円とし、後期高齢者支援金等分の被保険者均等割額にあつては現行5,300円を5,550円とし、子ども・子育て支援納付金分の被保険者均等割額にあつては520円とするものであります。

8といたしまして、出産被保険者について、子ども・子育て支援納付金分の所得割額及び被保険者均等割額を減額する額は、所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とするものであります。

9といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第7号から議案第9号までの3議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、議案第10号から議案第12号までの3議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。議案第10号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。52ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の特例を定める等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、53ページをお願いいたします。

1といたしまして、児童福祉法の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、2といたしまして、家庭的保育事業者等は、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができることとし、3といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、55ページをお願いいたします。議案第11号「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。56ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、児童福祉法等の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、57ページをお願いいたします。

1といたしまして、児童福祉法等の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、2といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、59ページをお願いいたします。議案第12号「小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。61ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、設備及び職員の基準の特例を定める等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、62ページをお願いいたします。

1といたしまして、特例保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例を定め、2といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、3といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第10号から議案第12号までの提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第13号及び議案第14号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。議案第13号「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。65ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、建築物における駐車施設の設置の基準を見直す等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、66ページをお願いいたします。

1といたしまして、建築物における車椅子利用者のための駐車施設の設置台数について、少なくとも附置義務台数が200台以下の場合は附置義務台数の2%とし、附置義務台数が200台を超える場合は附置義務台数の1%に2を加えた台数とし、2といたしまして、駐車施設の廃止の届出について定め、3といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、4といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、1につきましては、令和8年10月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、67ページをお願いいたします。議案第14号「小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。68ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、久保一色児童遊園を廃止するため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、69ページをお願いいたします。

1といたしまして、久保一色児童遊園を廃止し、2といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第13号及び議案第14号の2議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（笹尾拓也）

続きまして、議案第15号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の71ページをお願いいたします。議案第15号「小牧市水道事業給水条例及び小牧市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。73ページをお願いいたします。この案を提出いたしますの

は、災害その他非常の場合において、給水装置及び排水設備等の工事を円滑に実施するため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますが、その前に今回の改正に至る経緯につきまして簡単に御説明申し上げます。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給排水に係る配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事店自身の被災や工事需要の集中等により業者の確保が困難な状況となり、結果的に宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。この事態を踏まえ、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言により、上水道に関しては供給規程の記載例、下水道に関しては標準下水道条例の改正が示されたことによるものであります。

それでは、改正の内容を参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、74ページをお願いいたします。

1として、災害その他の非常の場合において、他の市町村長が指定をした指定工事店に給水装置工事または排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、当該工事を当該指定工事店に行わせることができることとしようとするものであります。2として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第15号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、議案第16号及び議案第17号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。76ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、篠岡地区における学校規模の適正化に向け、小牧市市立学校の設置及び廃止を行うため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明をさせていただきますので、77ページをお願いいたします。

1といたしまして、篠岡地区の小学校について、篠岡小学校、桃ヶ丘小学校、陶小学校、光ヶ丘小学校及び大城小学校を廃止し、光ヶ丘小学校の校舎を活用し桃花台東小学校を、桃ヶ丘小学校の校舎を活用し桃花台西小学校を設置し、中学校について、篠岡中学校、桃陵中学校及び光ヶ丘中学校を廃止し、光ヶ丘中学校の校舎を活用し桃花台東中学校を、桃陵中学校の校舎を活用し桃花台西中学校を設置しようとするもの

であります。2といたしまして、この条例は、令和9年4月1日から施行しようとするものであります。

79ページをお願いいたします。続きまして、議案第17号「小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。81ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、こまき歴史発見館を設置する等のため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明をさせていただきますので、82ページをお願いいたします。

1といたしまして、市の歴史及び小牧山の歴史的価値、魅力、自然等に関する情報を発信する歴史館等として、こまき歴史発見館を小牧市小牧三丁目555番地に設置するものとし、2といたしまして、こまき多世代交流プラザを構成する施設にこまき歴史発見館を加えるものとし、3といたしまして、その他所要の規定の整備を行い、4といたしまして、この条例は、教育委員会規則で定める日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第16号及び議案第17号の2議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第18号から議案第24号までの議案7件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設部長（堀場 武）

それでは、ただいま上程されました議案第18号、議案第23号及び議案第24号の3議案につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いいたします。議案第18号「高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定の一部を変更する協定の締結について」であります。

この案を提出いたしますのは、高速道路跨道橋（大山橋）撤去工事施行に必要なからであります。さきの令和7年第3回定例会におきまして、一部変更の御議決をいただきました協定につきまして、撤去した橋桁の解体作業ヤード内の造成において、既設の雨水排水管が想定よりも浅い位置に埋設されていることが判明したため、解体作業の位置を変更する必要性が生じ、地盤改良及び飛散防止対策等を実施することとなったことなどにより、協定の一部を変更しようとするものであります。

内容につきましては、1の原協定の名称は、高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定、

2の協定の相手方は、名古屋市中区錦二丁目18番19号、中日本高速道路株式会社、名古屋支社長 前川利聡氏、3の変更の内容は、協定金額を1,218万2,456円増額し、2億8,062万7,942円とするものであります。

続きまして、少し飛びまして95ページをお願いいたします。議案第23号「小牧市道路線の廃止について」であります。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を廃止しようとするものであります。

提出理由であります。96ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、既認定路線を整理するため必要があるからであります。

今回、廃止をお願いします路線は、廃止調書にありますように河内屋新田東出1号線ほか1路線で、総延長194.8メートルであります。1番路線につきましては、民間開発による道路の付替えに伴い、廃道をお願いするものであります。2番路線につきましては、地元からの要望によります道路の整備を実施することに伴い、路線の起点が変更になることから既認定路線を一旦廃止し、再認定をお願いするものであります。

参考資料といたしまして、97ページから98ページに市道路線廃止箇所図を添付させていただきます。

続きまして、99ページをお願いいたします。議案第24号「小牧市道路線の認定について」であります。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定しようとするものであります。

提出理由であります。100ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、市民の利便を増進するため必要があるからであります。

今回、認定をお願いします路線は、認定調書にありますように河内屋新田東出2号線ほか1路線、総延長268.0メートルであります。1番路線につきましては、民間開発に伴い、新規路線として認定をするものであります。2番路線につきましては、さきの議案第23号で廃止する路線を新たな起点にて再認定するものであります。

参考資料といたしまして、101ページから102ページに市道路線認定箇所図を添付させていただきます。

以上で、議案第18号、議案第23号及び議案第24号の3議案につきまして、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第19号について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の少し戻っていただきまして、85ページをお願いいたします。議案第19号「小牧文津調整池整備工事請負変更契約の締結について」であります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、小牧文津調整池整備工事施行に必要なからであります。調整池を整備するに当たり、土留め矢板を地盤に固定するためのアンカー挿入部から地下水の漏水があり、止水対策が必要となったこと、また、調整池本体の施工性と品質確保を図るため、鉄筋部材の変更やコンクリートのひび割れ対策が必要となったため、費用を増額しようとするものであります。

内容につきましては、1の工事名は、小牧文津調整池整備工事、2の請負契約者は、徳倉・可児特定建設工事共同企業体、代表者は名古屋市中区錦三丁目13番5号、徳倉建設株式会社、代表取締役社長 徳倉克己氏であります。3の変更の内容は、請負契約金額を7,384万6,300円増額し、変更後を12億8,438万900円とするものであります。

以上で、議案第19号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、議案第20号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の87ページをお願いいたします。議案第20号「事故に係る損害賠償の額の決定について」であります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、小牧市民病院における事故に係る損害賠償の額の決定をするため必要があるからであります。

内容であります。1の損害賠償する相手方の住所氏名は、議案書に記載のとおりであります。

次に、2の損害賠償の額であります。小牧市は、この事故について相手方と話し合いを進め、合意が得られましたので、損害賠償金として3,650万円を支払おうとするものであります。

次に、3の事故の概要であります。相手方は、令和元年に他院において、三叉神経痛に対する神経血管減圧術を受けていましたが、三叉神経痛が再発したため、令和5年5月9日に小牧市民病院において神経血管減圧術の再手術を受けました。手術後、病状の改善がなく、右聴力低下及び顔面神経麻痺を生じていることから、手術の映像記録を確認したところ、手術を行うべき三叉神経と誤認して聴神経及び顔面神経に対して神経血管減圧術を行ったことが判明しました。聴神経及び顔面神経に対する神経血管減圧術により、血流障害が発生し、右聴力消失、軽度右顔面神経麻痺等の後遺障害が生じたものであります。

以上が事故の概要ですが、ここで和解成立の見込みとなった経緯を御説明いたします。この事案は、他院で行った神経血管減圧術の再手術であることから組織の癒着が強く、難症例ではあるものの、手術に対する安全管理が徹底できていれば、事故の発生を回避できた可能性が否定できないと判断したため、当院に責任があるとの見解に至りました。

今回の和解成立に向け交渉を進めていく中で、顧問弁護士と協議を重ね、過去の事例を基に損害賠償の額を3,650万円とすることは妥当であるとの判断に至り、この金額をもって和解を成立しようとするものであります。

最後に、相手方にこのようなことを起こしましたことに対し、深くおわび申し上げますとともに、安全な医療の提供に努めてまいります。

以上で、議案第20号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、議案第21号及び議案第22号の2議案について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の89ページをお願いいたします。初めに、議案第21号「春日寺会館等の指定管理者の指定について」であります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となります。春日寺会館ほか80施設の指定管理者を指定するため必要があるからであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

その内容であります。公の施設の名称は、90ページから92ページの別表に掲載させていただいたとおり、春日寺会館ほか80施設、指定管理者となる団体の名称は、春日寺区ほか80団体、指定の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間であります。

93ページをお願いいたします。次に、議案第22号「本庄台老人憩の家等の指定管理者の指定について」であります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは議案第21号と同様、令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となります。本庄台老人憩の家ほか2施設の指定管理者を指定するため必要があるからであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

その内容であります。公の施設の名称は、94ページの別表に掲載させていただいたとおり、本庄台老人憩の家ほか2施設、指定管理者となる団体の名称は、本庄台区

ほか2団体、指定の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間であります。

以上で、議案第21号及び議案第22号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第25号及び議案第26号の議案2件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長（長尾正人）

ただいま上程されました議案第25号及び議案第26号の2議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の103ページをお願いいたします。議案第25号「専決処分の承認について」であります。

この議案は、処分事項「令和7年度小牧市一般会計補正予算（第7号）」について、令和8年1月20日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

104ページをお願いいたします。内容であります。令和8年1月23日に衆議院が解散され、2月8日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることになりましたので、これらに要する経費について、105ページ以降にありますとおり、8,812万9,000円を予算化させていただいたものであります。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ732億4,079万9,000円となりました。

続きまして、117ページをお願いいたします。議案第26号「専決処分の承認について」であります。

この議案は、処分事項「令和7年度小牧市一般会計補正予算（第8号）」について、令和8年1月20日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

118ページをお願いいたします。内容であります。山下前市長が衆議院議員総選挙への立候補を表明し、辞職されましたので、2月22日に小牧市長選挙及び小牧市議会議員補欠選挙が行われることになりました。これらに要する経費について、119ページ以降にありますとおり、1億1,819万7,000円を予算化させていただいたものであります。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ733億5,899万6,000円となりました。

以上で、議案第25号及び議案第26号の2議案の専決処分の説明とさせていただきます。よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第27号から議案第37号までの議案11件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長（長尾正人）

ただいま上程されました議案第27号につきまして御説明申し上げます。

議案書の133ページをお願いいたします。議案第27号「令和7年度小牧市一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

まず今回、補正をお願いいたします主な理由は2点であります。1つ目は、市税をはじめとする一般財源を収納状況などから整理するものであります。2つ目は、年度末に当たりまして各事務事業がほぼ確定をしまいりましたので、財源とともに各事業を整理精査させていただいた結果によるものであります。

それでは、内容を御説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28億6,413万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ704億9,486万6,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正、第3条の繰越明許費の補正、第4条の債務負担行為の補正及び第5条の地方債の補正につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

134ページをお願いいたします。まず、歳入についてであります。

1款1項市民税は、14億6,200万円の増額であります。個人所得及び企業収益が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

2項固定資産税は、1億5,100万円の増額であります。新たに設備投資を行った企業の増加による償却資産の増額などによるものであります。

5項都市計画税は、1,300万円の減額であります。市街化区域における課税標準額が当初の見込みより減少したことなどによるものであります。

2款1項地方揮発油譲与税から10款1項環境性能割交付金までにつきましては、いずれも収納状況等を勘案して、それぞれ増額、減額をお願いするものであります。

11款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金及び、135ページをお願いいたします。12款1項地方特例交付金の増額は、収入金額の確定によるものであります。

15款1項負担金で225万円余の減額は、老人福祉施設入所者等負担金の減額であります。

16款1項使用料で120万円の増額は、道路占用料の増額であります。

17款1項国庫負担金で7,649万円余の増額は、児童手当交付金などの減額がある一方で、障害者自立支援給付費負担金などの増額によるものであります。

2 項国庫補助金で6億8,553万円余の減額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金などの増額がある一方で、社会資本整備総合交付金などの減額によるものであります。

18款1項県負担金で833万円余の増額は、児童手当負担金などの減額がある一方で、障害者自立支援給付費負担金などの増額によるものであります。

2 項県補助金で3,855万円余の増額と3項委託金で3,996万円余の減額は、いずれも各事業の収入見込みなどにより精査したものであります。

19款1項財産運用収入で1億437万円余の増額は、各種基金利子の増額などによるものであり、2項財産売却収入で2,376万円余の増額は、市有土地売却収入などの増額によるものであります。

20款1項寄附金で4億6,198万円余の減額は、企業版ふるさと納税など企業様よりそれぞれ御寄附いただいたことによる増額がある一方で、こまき応援寄附金の寄附状況により減額するものであります。

21款1項特別会計繰入金で362万円余の減額は、介護保険事業特別会計繰入金の減額によるものであります。

2 項基金繰入金で28億2,580万円余の減額は、財政調整基金繰入金や都市基盤整備基金繰入金などを減額することによるものであります。

23款4項雑入で5,397万円余の減額は、消防団員退職報償金などの増額がある一方で、高速道路跨道橋撤去事業助成金などの減額によるものであります。

24款1項市債で13億4,160万円の減額は、事業費や特定財源の確定による減額などによるものであります。

136ページをお願いいたします。次に、歳出についてであります。

1 款1項議会費は、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

2 款1項総務管理費は1億6,733万円余の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額がある一方で、退職の申出状況を踏まえて退職手当を追加することなどにより増加するものであります。

2 項徴税費は、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

3 項戸籍住民基本台帳費は、1,225万円余の増額であります。国の補正予算に伴う住民基本台帳システムと、戸籍情報システムの修正委託料の前倒しにより増額するものであります。

4 項選挙費及び5項統計調査費は、事業費の精査や執行残の整理などにより、それぞれ減額するものであります。

7項市民安全費は、658万円余の減額であります。愛知県派遣職員負担金の増額があるものの、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

8項環境整備費は、8,742万円余の減額であります。事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

3款1項社会福祉費は、8,058万円余の減額であります。心身障害者福祉費に係る経費と、国の補正予算に伴う福祉総合システム修正委託料の前倒しによる増額があるものの、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

2項老人福祉費は、5,944万円余の減額であります。介護保険事業特別会計繰出金の増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理により減額するものであります。

3項児童福祉費は、2億4,318万円余の減額であります。物価高騰の影響を受ける保育所等を支援するため、私立保育園等給食費軽減対策支援補助金を計上することなどによる増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

4項生活保護費は、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

4款1項保健衛生費は、1億3,865万円余の減額であります。国庫補助金の精算による返還金や、こまき応援寄附金などに係る野良猫去勢・避妊事業基金積立金の増額があるものの、接種実績を踏まえた個別予防接種委託料の減額などによるものであります。

2項清掃費は、176万円余の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、職員の退職手当支給に伴う小牧岩倉衛生組合運営費負担金の増額によるものであります。

5款1項労働諸費は、139万円余の増額であります。中小企業退職金共済制度助成金を増額するものであります。

6款1項農業費は、1,398万円余の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、県営防災ダム事業負担金の増額によるものであります。

2項林業費は、166万円余の増額であります。森林環境譲与税の収納状況等を勘案して、森林環境整備基金積立金を増額するものであります。

7款1項商工費は、2億6,606万円余の減額であります。中小企業次世代産業設備等導入補助金の増額があるものの、こまき応援寄附金推進事業などの事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

8款1項土木管理費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するもの

であります。

137ページをお願いいたします。2項道路橋りょう費は、228万円の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、大山東大山南線新設改良事業で、土地開発公社からの事業用地の買戻し額の確定により増額するものであります。

3項河川費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

4項都市計画費は、5億2,384万円余の減額であります。北島藤島線新設改良事業で、土地開発公社からの事業用地の買戻し額の確定などによる増額があるものの、北西部地区公園整備事業で、国庫補助金額の内示額に合わせた土地開発公社からの買戻し費用の調整及び事業費の精査や入札執行残などにより減額するものであります。

5項住宅費は、事業費の精査や入札執行残の整理により減額するものであります。

9款1項消防費は、3,609万円余の減額であります。消防団員の退職報償金の増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

10款1項教育総務費は、2億93万円余の減額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

2項小学校費は、11億7,782万円の減額であります。国の補正予算に伴う空調機更新工事の前倒しによる増額があるものの、米野小学校改築事業において今年度実施した入札に参加申出がなかったことによる延期をはじめ、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

3項中学校費は、1,867万円余の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、国の補正予算に伴う空調機更新工事の前倒しにより増額するものであります。

4項幼稚園費は、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

5項社会教育費は、8,065万円余の減額であります。山頂石垣復元寄附金寄附者銘板作成等委託料の増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

6項保健体育費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

12款1項公債費の2,346万円余の減額は、令和6年度に借り入れた市債の利率確定による利子償還額の減額であります。

138ページをお願いいたします。次に、第2表、継続費補正であります。

古雅保育園改修事業は、継続費の最終年度であり、執行残の整理を行うものであり

ます。

米野小学校改築事業は、入札の参加申出がなかったことにより継続費を廃止するものであります。

次に、第3表、繰越明許費補正であります。

多世代交流プラザ施設管理事業と、139ページをお願いいたします、上から7つ目の市営駐車場管理事業と、その下のラピオ管理事業は、ラピオビルの大規模修繕に当たり足場設置に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため繰り越すものであります。

138ページにお戻りください。住民基本台帳システム等修正委託事業と、その下の福祉総合システム修正委託事業は、歳出でも説明しましたとおり、国の補正予算に伴う事業の前倒しにより、年度内完了が見込めないため繰り越すものであります。

農業公園整備事業は、指定管理者公募資料等作成支援委託料で議案第2号の条例制定に伴うものであり、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

139ページをお願いいたします。下から3つ目の小学校施設営繕事業と、その下の中学校施設営繕事業は、歳出で説明しましたとおり、国の補正予算に伴う工事の前倒しにより、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

一番下の史跡小牧山管理事業は、山頂石垣復元寄附金寄附者銘板作成等委託料で寄附の募集期間を延長したことにより、年度内完了が見込めないため繰り越すものであります。

その他の事業につきましても、いずれも事業の年度内完了が見込めないため繰越しをするものであります。なお、金額につきましては、表に記載させていただいたとおりであります。

140ページをお願いいたします。次に、第4表、債務負担行為補正であります。

小牧駅前広場等整備基本計画策定支援委託事業は、名古屋鉄道株式会社との調整に時間を要しており、年度内の完了が見込めなくなりました。また、当初の予定から契約期間を大きく延長しており、この間における人件費の高騰で費用の増額も必要となることから、改めて債務負担行為を設定するもので、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,690万円とするものであります。

北西部地区公園整備事業用地取得事業は、土地開発公社が先行取得した事業用地を国庫補助金を活用して買戻しを進めておりますが、国庫補助金額が要望額を下回り、買戻しが完了できなかったため、改めて債務負担行為を設定するもので、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を4億9,200万円とするものであります。

次に、第5表、地方債補正であります。

141ページをお願いいたします。校舎大規模改造事業につきましては、歳出予算、繰越明許費補正で説明させていただきましたとおり、国の補正予算に伴い追加するものであります。

その他の事業につきましては、いずれも事業費及び特定財源の確定などによる借入額の整理であります。

これらの補正により、限度額の合計を補正前の26億6,530万円から13億4,160万円減額し、13億2,370万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、一般会計補正予算の説明とさせていただきますが、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、議案第28号につきまして御説明申し上げます。

議案書の143ページをお願いいたします。

議案第28号「令和7年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）」であります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ687万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1,031万3,000円とするものであります。

144ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項財産運用収入で687万円の増額は、土地開発基金利子等の増額によるものであります。

145ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項土地取得費で11万8,000円の減額は、入札執行残により減額するものであります。2款1項土地開発基金費で698万8,000円の増額は、土地開発基金積立金の増額によるものであります。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を提出させていただきますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、議案第29号、議案第34号及び議案第35号の3議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の147ページをお願いいたします。

議案第29号「令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」に

ついてであります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ683万5,000円を減額し総額を歳入歳出それぞれ124億8,797万円にしようとするものであります。

148ページをお願いいたします。

歳入であります。3款1項県負担金で180万1,000円の減額は、特定健康診査等負担金の減額に伴う特別交付金の減額によるものであります。4款1項他会計繰入金で2,928万9,000円の減額は、保険基盤安定繰入金で増額があるものの、その他一般会計繰入金などの減額によるものであります。5款1項繰越金で2,425万5,000円の増額は、前年度繰越金を財源化するものであります。

149ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項総務管理費で113万8,000円の減額、2項徴税費で50万円の減額は、いずれも委託料の執行残を整理するものであります。3款国民健康保険事業費納付金は、財源振替を行うものであります。4款1項特定健康診査等事業費で192万1,000円の減額、2項保健事業費で327万6,000円の減額は、いずれも委託料の執行残を整理するものであります。

続きまして少し飛んでいただきまして、167ページをお願いいたします。

議案第34号「令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,297万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ101億7,020万9,000円にしようとするものであります。

168ページをお願いいたします。

歳入であります。2款1項手数料で36万5,000円の減額は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料の歳入見込みによるものであります。3款1項国庫負担金で1,447万7,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額によるものであります。2項国庫補助金で2,382万5,000円の増額は、地域支援事業交付金や保険者機能強化推進交付金の減額があるものの、調整交付金の増額などによるものであります。4款1項支払基金交付金で1,903万7,000円の増額は、地域支援事業支援交付金の減額があるものの、保険給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額によるものであります。5款1項県負担金で957万2,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額によるものであります。3項県補助金で154万6,000円の減額は、地域支援事業交付金の減額によるものであります。6款1項財産運用収入で250万8,000円の

増額は、介護保険事業基金利子の増額によるものであります。7款1項一般会計繰入金で508万7,000円の増額は、地域支援事業繰入金やその他一般会計繰入金の減額があるものの、保険給付の増額に伴う介護給付費繰入金の増額によるものであります。2項基金繰入金で962万円の減額は、財源調整によるものであります。

169ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項総務管理費で35万5,000円の増額は、介護保険システム修正委託料の増額などによるものであります。2項徴収費で100万円の減額は、印刷製本費の執行見込みによるものであります。2款1項介護サービス等諸費で6,450万円の増額は、居宅介護サービス給付費の執行見込みによるものであります。3項高額介護サービス等費で950万円の増額は、高額介護サービス費の執行見込みによるものであります。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費で50万7,000円の減額は、食の自立支援事業委託料などの執行見込みによるものであります。2項一般介護予防事業費で298万7,000円の減額は、eフレイルナビ運営委託料を改善するものであります。3項包括的支援事業・任意事業費で576万7,000円の減額は、委託料や報償費などの執行見込みによるものであります。4款1項基金積立金で250万8,000円の増額は、介護保険事業基金利子の増額によるものであります。6款2項繰出金で362万7,000円の減額は、一般会計で実施している重層的支援体制整備事業の執行見込みによるものであります。

続きまして、171ページをお願いいたします。

議案第35号「令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,710万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ47億8,983万1,000円にしようとするものであります。

172ページをお願いいたします。

歳入であります。2款1項一般会計繰入金で2,710万1,000円の減額は保険基盤安定負担金の確定に伴う保険基盤安定繰入金の減額によるものであります。

173ページをお願いいたします。

歳出であります。2款1項広域連合納付金で2,710万1,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う保険料等負担金の減額によるものであります。

以上で、議案第29号、議案第34号及び議案第35号の説明とさせていただきますが、別添で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので、御参照いただくとともに、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第30号から議案第33号までの4議案について御説明申し上げます。議案書の少し戻っていただきまして、151ページをお願いいたします。

議案第30号「令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,834万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億5,015万4,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、後ほど御説明申し上げます。

152ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項保留地処分金1,136万2,000円の増額は、保留地の処分状況に合わせ精査するものであります。3款1項国庫補助金で4,650万円の減額。4款1項一般会計繰入金で1,936万8,000円の減額。5款1項繰越金で690万2,000円の増額。6款2項雑入で106万1,000円の増額。7款1項市債で4,180万円の減額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源の精査をするものであります。

153ページをお願いいたします。

歳出であります。2款1項事業費は8,740万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3款1項公債費で94万3,000円の減額、これは市債償還利子が確定したことによるものであります。

154ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより4,180万円を減額し、補正後の限度額を1,170万円とさせていただくものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じであります。

155ページをお願いいたします。

議案第31号「令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,575万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,846万2,000円とするものであります。第2条の地方債の補正につきましては後ほど御説明申し上げます。

156ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項保留地処分金で3,200万円の皆減は、保留地処分に至らなかったことによるものであります。3款1項国庫補助金で2,400万円の減額。4款1項一般会計繰入金で2,306万7,000円の減額。5款1項仮清算徴収金で89万6,000円の増額。

6 款 1 項繰越金で1,401万7,000円の増額。8 款 1 項市債で2,160万円の減額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源の精査をするものであります。

157ページをお願いいたします。

歳出であります。2 款 1 項事業費は8,400万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3 款 1 項仮清算交付金は、財源の振替によるものであります。4 款 1 項公債費で175万4,000円の減額。これは市債償還利子が確定したことによるものであります。

158ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより2,160万円を減額し、補正後の限度額を490万円とさせていただくものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じであります。

159ページをお願いいたします。

議案第32号「令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,924万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億4,750万1,000円とするものであります。第2条の継続費の補正、第3条の繰越明許費、第4条の地方債の補正につきましては後ほど御説明申し上げます。

160ページをお願いいたします。

歳入であります。1 款 1 項保留地処分金で900万円の皆減は、保留地処分に至らなかったことによるものであります。3 款 1 項国庫補助金で1億240万円の減額。4 款 1 項一般会計繰入金で7,936万2,000円の増額。5 款 1 項繰越金で619万4,000円の増額。7 款 1 項市債で7,340万円の減額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源を精査するものであります。

161ページをお願いいたします。

歳出であります。2 款 1 項事業費は9,740万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3 款 1 項公債費で184万4,000円の減額、これは市債償還利子が確定したことによるものであります。

162ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正であります。1号調整池整備事業において、おおむね設計どおりの完了が見込めることとなったため、令和7年度の年割額を5,030万円減額し、補正後の総額を1億9,120万円とさせていただくものであります。

次に、第3表、繰越明許費であります。区画道9の4号ほかの工事1件と、それに

伴う上水道布設負担金及びガス布設負担金の年度内完了が困難となったため、7,231万4,000円を繰り越すものであります。

次に、第4表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより7,340万円を減額し、補正後の限度額を6,300万円とさせていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じであります。

163ページをお願いいたします。

議案第33号「令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,416万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,916万4,000円とするものであります。第2条の地方債の補正につきましては後ほど御説明申し上げます。

164ページをお願いいたします。

歳入であります。2款1項国庫補助金で440万円の減額。3款1項一般会計繰入金で980万9,000円の減額。4款1項繰越金で674万5,000円の増額。6款1項市債で2,670万円の減額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源を精査するものであります。

165ページをお願いいたします。

歳出であります。2款1項事業費で3,410万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3款1項公債費で6万4,000円の減額、これは市債償還利子が確定したことによるものであります。

166ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより2,670万円を減額し、補正後の限度額を810万円とさせていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じであります。

以上、議案第30号から議案第33号までの4議案の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、議案第36号について御説明申し上げます。

少し飛んでいただきまして議案書の175ページをお願いいたします。

議案第36号「令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）」についてであります。第2条で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款病院事業収益で3億2,249万5,000円を増額し、総額を254億4,992万2,000円にしようとするもので、その内訳は、第2項医業外収益で3億2,249万5,000円の増額であります。

支出につきましては、第1款病院事業費用で3,682万9,000円を増額し、総額を269億5,009万6,000円にしようとするもので、その内訳は、第2項医業外費用で3,682万9,000円を増額するものであります。

内容であります。収入では、一般会計補助金及び一般会計負担金の減額。国による医療分野における賃上げ、物価上昇に対する支援として、医療機関経営支援事業費補助金、県による物価高騰の影響を受ける医療機関等に対する支援として、愛知県医療機関等物価高騰対策支援金及び損害賠償保険金の増額を見込むものであります。

支出では、損害賠償金等の増額等を見込むものであります。

次に、第3条で、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の本文括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億8,682万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金7億8,202万4,000円及び過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額480万5,000円で補填するものとし、資本的収入の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入で3,765万1,000円を増額し、総額を14億1,512万円にしようとするもので、その内訳は、第4項他会計負担金で1,495万1,000円増額、第5項補助金で2,270万円の増額であります。

内容であります。第4項他会計負担金では一般会計負担金の増額を見込み、第5項補助金では特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付決定による国庫補助金の増額及び愛知県医療機関職場環境改善等事業費補助金の交付決定による県補助金の増額であります。

第4条では、予算第9条で定めた一般会計から、この会計補助を受ける金額を3,822万4,000円減額し、2億4,854万円にしようとするものであります。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただきましたので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（笹尾拓也）

続きまして、議案書の177ページをお願いいたします。

議案第37号「令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第4号）」についてであります。

第2条で、予算第2条で定めております業務の予定量について、主要な建設改良事業のうち汚水環境整備事業で3,400万円減額し、7億2,805万4,000円に、雨水施設整備

事業で4,610万円増額し、2億4,260万2,000円に改めるものであります。

第3条で、予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入につきましては、第1款第1項営業収益を550万円減額し15億1,070万4,000円に、第2項営業外収益を1,055万5,000円減額し16億3,652万6,000円にしようとするものであります。いずれも事業の執行状況に合わせまして、財源を精査するものであります。

支出につきましては、第1款第1項営業費用を630万円減額し、29億8,665万7,000円に、第2項営業外費用300万円減額し、1億1,194万1,000円にしようとするものであります。これらは、事業実績に基づき、事業費を精査するものであります。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額の補正で、本文括弧書きでは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,547万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金4億5,757万3,000円。過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額6,448万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額341万2,000円で補填するものであります。

収入につきましては、第1款第1項企業債を9,200万円減額し3億3,500万円に、第3項出資金を452万1,000円増額し、5億4,301万9,000円、第4項他会計負担金を2,290万円増額し、1億1,454万9,000円に、第6項補助金を3,190万円減額し、2億1,610万円にしようとするものであります。これらは、事業の執行状況に合わせた財源の精査及び国の補正予算採択により事業費が一部前倒しされたことに伴う財源の変更であります。

178ページをお願いいたします。

支出につきましては、第1款第1項建設改良費を3,199万円減額し、12億2,365万5,000円にしようとするものであります。これらは、事業実績に基づき、事業費の精査及び国の補正予算採択による事業費の増額であります。

第5条では、予算第5条で定めた継続費について外堀川右岸、第3排水区ほか雨水排水路工事負担金につきまして、県事業の遅れにより継続費を廃止するものであります。

第6条では、予算第7条で定めた企業債の限度額を公共下水道事業では4,630万円減額し、2億410万円に、流域下水道事業では4,570万円減額し、7,490万円に、総額を3億3,500万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じであります。以上で、議案第37号の説明とさせていただきます。

なお、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

議案及び請願審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

(午前11時58分 休 憩)

(午後1時00分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号から議案第49号までの議案12件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○副市長（伊木利彦）

それでは、ただいま上程されました議案第38号から議案第49号までの令和8年度予算案12件につきまして、令和8年度愛知県小牧市予算書によりまして、その内容について御説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。

議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算」についてであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ726億8,000万円と定めようとするものであります。

第2条継続費、第3条繰越明許費、第4条債務負担行為及び第5条地方債につきまして後ほど御説明を申し上げます。

第6条一時借入金であります。借入れの最高額を10億円と定めようとするものであります。

第7条歳出予算の流用は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

8ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入についてであります。なお説明の中で申し上げます増減比率につきましては、前年度当初予算と比較しての数値でありますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1款市税であります。最近の経済情勢などを勘案し、5.3%増の358億400万円余を見込みました。

第1項市民税は、9.7%増の149億7,000万円を見込みましたが、そのうち個人市民税は、個人所得の動向などを勘案して7.2%増の103億8,500万円を、法人市民税につきましても、企業の収益動向などを勘案して、15.7%増の45億8,500万円をそれぞれ見込みました。

2項固定資産税は、新增築家屋の建築動向などを勘案して、2.8%増の172億3,700万円余を見込みました。

3項自動車税は、税制改正による環境性能割の廃止などを勘案して、4.6%減の3億9,600万円を。

4項市たばこ税は、売渡本数の状況などを勘案して、0.6%減の11億1,900万円を見込みました。

5項都市計画税は、固定資産税と同様の理由により0.9%増の20億7,600万円を見込みました。

6項旧法による税は令和8年3月末で廃止される軽自動車税の環境性能割の一部が令和8年度に収入されることを勘案して600万円を見込みました。

2款地方譲与税は、地方財政計画の状況などを勘案して3.1%増の4億100万円余を見込みました。

3款利子割交付金は、愛知県の利子割収入金の状況などを勘案して、381.3%増の7,700万円を見込みました。

4款配当割交付金は、愛知県の配当割収入金の状況などを勘案して、16.5%増の2億5,400万円を見込みました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、愛知県の株式等譲渡所得割収入金の状況などを勘案して、45.6%増の2億8,100万円を見込みました。

6款法人事業税交付金は、愛知県の法人事業税収入金の状況などを勘案して、3.8%増の8億4,300万円を見込みました。

7款地方消費税交付金は、愛知県の地方消費税収入金の状況などを勘案して9.8%増の49億5,100万円を見込みました。

8款ゴルフ場利用税交付金は、地方財政計画の状況などを勘案して、55.3%増の700万円余を見込みました。

9款自動車取得税交付金は、前年度と同額の1,000円を見込みました。

10款環境性能割交付金は、税制改正により自動車税の環境性能割が廃止されることを勘案して1,000円を見込みました。9ページをお願いします。

11款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、過去の実績などから、前年度と同額の4,300万円を見込みました。

12款地方特例交付金は、地方財政計画の状況などを勘案して、78.2%増の3億1,600万円余を見込みました。

1項地方特例交付金は、地方揮発油税の暫定税率、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収額の補填が地方特例交付金で行われるとされたことなどを勘案して、103.4%増の3億300万円を、固定資産税の減収額補填するために交付される2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、1,300万円をそれぞれ見込みました。

13款地方交付税は、引き続き不交付団体となることが予想されますので、特別交付税分として過去の実績などから、前年度と同額の6,600万円を見込みました。

14款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の状況などを勘案して、16.7%減の2,000万円を見込みました。

15款分担金及び負担金は、保育所給食費保護者負担金の増などで8.4%増の5,700万円を見込みました。

16款使用料及び手数料は、道路占用料、駐車場使用料、各施設の使用料などで3.0%増の6億1,300万円を見込みました。

17款国庫支出金は、3.8%減の114億6,600万円を見込みました。

1項国庫補助負担金は94億9,800万円余、2項国庫補助金は19億2,000万円余、3項委託金は4,600万円余をそれぞれ見込みました。主なものは、国庫負担金では障害者自立支援給付費負担金、児童手当交付金など。国庫補助金では、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業費補助金などがあります。

18款県支出金は14.5%増の53億7,400万円を見込みました。

1項県負担金は32億1,600万円余、2項県補助金は、17億6,500万円余、3項委託金では3億8,500万円余、4項県交付金は700万円余をそれぞれ見込みました。主なものは、県負担金では障害者自立支援給付費負担金など、県補助金では給食費負担軽減交付金などがあります。

19款財産収入は、土地建物貸付収入などで99.2%増の2億2,500万円余を見込みました。

10ページをお願いします。20款寄附金は、こまき応援寄附金の過去の実績などを勘案して、8.2%減の20億1,500万円余を見込みました。

21款繰入金は、5.3%増の41億8,500万円余を見込みました。主なものは、財政調整基金繰入金で20億円、都市基盤整備基金繰入金で7億円などがあります。

22款繰越金は、前年度と同額の10億円を見込みました。

23款諸収入は47.0%減の14億1,700万円を見込みました。主なものは、小規模企業等

振興資金預託金元利収入などであります。

24款市債は28.3%増の32億5,900万円を見込みました。主なものは、教育債で15億円余などあります。

続きまして、11ページの歳出について説明させていただきます。

1款議会費は2.2%増の3億6,900万円余を計上いたしました。主な事業は、議員調査研究事業、議会広報事業などあります。

2款総務費は3.1%減の68億8,300万円余を計上いたしました。主な事業は、まちづくり推進計画推進事業、災害用備蓄品購入事業、地域協議会設立推進活動支援事業、カーボンニュートラル推進事業、公共交通利用促進事業などあります。

3款民生費は7.5%増の323億9,400万円を計上いたしました。主な事業は、保育園施設営繕事業、(仮称)第一こども園施設建設事業、第二保育園改築事業、さらに国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業の3つの特別会計への繰出金などあります。

4款衛生費は3.9%増の68億8,700万円余を計上いたしました。主な事業は、青年期保健事業、母子保健健康診査事業、すくすく子育て応援事業、さらに小牧岩倉衛生組合への負担金、病院事業会計への繰出金などあります。

5款労働費は11.5%減の1億5,700万円を計上いたしました。主な事業は、雇用対策事業、勤労センター施設管理事業などあります。

6款農林費は95.2%増の8億5,400万円余を計上いたしました。主な事業は、農業公園整備事業、下水道事業会計への繰出金などあります。

7款商工費は0.2%増の29億8,300万円を計上いたしました。主な事業は、こまきプレミアム商品券発行助成事業、新産業創出事業、企業立地推進事業などあります。

12ページをお願いいたします。

8款土木費は3.6%減の79億2,300万円余を計上いたしました。主な事業は、道路維持や道路街路の新設改良事業、河川水路整備事業、雨水対策事業など、一連の土木関連事業費に加えまして、民間木造住宅耐震改修促進事業、中心市街地活性化事業、北西部地区公園をはじめとします公園緑地施設整備事業、さらに、文津土地地区面整理事業特別会計をはじめとします5つの特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金などあります。

9款消防費は31.5%減の20億6,500万円を計上いたしました。主な事業は、消防用設備、車両管理事業、火災予防啓発事業、消防指令センター共同運用事業などあります。

10款教育費は8.2%増の113億1,500万円を計上いたしました。主な事業は、学校再編

推進事業、米野小学校改築事業、史跡小牧山整備事業、アジアアジアパラ競技大会関連事業などであります。

11款災害復旧費は、農林施設及び土木施設の災害復旧事業費として、前年度と同額の1,500万円を計上いたしました。

12款公債費は、元金利子を合わせて0.6%増の7億7,800万円余を計上いたしました。

13款予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上いたしました。

以上が、令和8年度の一般会計歳入歳出予算726億8,000万円の概要であります。

13ページをお願いいたします。

第2表、継続費についてであります。第二保育園改築事業をはじめ4件につきまして、総額、年度及び年割額をそれぞれお示ししておりますとおりに設定しようとするものであります。

次に、第3表、繰越明許費についてであります。こまきプレミアム商品券発行助成事業をはじめ4件につきまして、いずれも事業の年度内の完了が見込めないため、繰越しをお願いするものであります。

なお、金額につきましては、表に記載させていただいたとおりであります。

14、15ページをお願いします。

第4表、債務負担行為についてであります。市民意識調査委託事業をはじめ27件につきまして、期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますとおりに、設定しようとするものであります。

16、17ページをお願いします。

第5表、地方債についてであります。起債の目的は、次世代高度情報通信設備整備事業をはじめ20件であります。限度額の総額は、32億5,900万円余、起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は4.5%以内、以下、ただし書に記載するとおりにあります。償還の方法につきましても同様、記載させていただいたとおりであります。

以上で、一般会計についての説明を終わらせていただきます。

特別会計に移らせていただきます。25ページをお願いいたします。

議案第39号「令和8年度小牧市土地取得特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ830万2,000円と定めようとするものであります。

26、27ページをお願いします。歳入についてありますが、主なものとしまして、1款1項の財産運用収入であります。

一方歳出につきましては、2款1項の土地開発基金費が主なものであります。

35ページをお願いします。

議案第40号「令和8年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」についてでありま

す。第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122億1,268万円と定めようとするものであります。

第2条の債務負担行為は、後ほど説明を申し上げます。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を5億円と定めようとするものであります。

第4条の歳出予算の流用は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めようとするものであります。

36、37ページをお願いします。まず、歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の国民健康保険税、3款1項の県負担金、4款1項の他会計繰入金であります。

次に歳出ですが、主なものとしましては、2款1項の療養諸費、3款1項の医療給付費分であります。

38ページをお願いします。第2表、債務負担行為であります。特定健康診査受診券等印刷事業をはじめ2件につきまして、期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

45ページをお願いします。

議案第41号「令和8年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億893万5,000円と定めようとするものであります。

第2条の地方債は、後ほど説明を申し上げます。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

46、47ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の保留地処分金、3款1項の国庫補助金、4款1項の一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で、測量設計委託料、調整池整備工事費、物件移転補償費などの経費が主なものであります。

48ページをお願いします。

第2表、地方債であります。目的は土地地区画整理事業であります。限度額は3,590万円、起債の方法以下は、議案第38号で御説明申し上げました一般会計と同様の設定をしようとするものであります。

55ページをお願いします。

議案第42号「令和8年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計

予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,028万2,000円と定めようとするものであります。

第2条の継続費、第3条の地方債は後ほど説明を申し上げます。

第4条の一時借入金は、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

56、57ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、2款1項の国庫補助金、3款1項の一般会計繰入金、7款1項の市債であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で、道水路工事費、造成等工事費、調整池整備工事費などの経費が主なものである。

58ページをお願いします。

第2表、継続費であります。2号調整池整備事業につきましては、総額8億7,000万円で、期間は令和8年度から令和10年度の3か年で実施しようとするものであります。

次に、第3表、地方債であります。目的は、土地区画整理事業、限度額は1億3,920万円起債の方法以下は、議案第38号と同様であります。

65ページをお願いします。

議案第43号「令和8年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億418万1,000円と定めようとするものであります。

第2条の地方債は、後ほど説明を申し上げます。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

66、67ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、3款1項の国庫補助金、4款1項の一般会計繰入金、7款1項の市債であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で、測量設計委託料、道水路工事費、上水道布設負担金などの経費が主なものであります。

68ページをお願いします。

第2表地方債であります。目的は土地区画整理事業、限度額は2,610万円起債の方法以下は、議案第38号と同様であります。

75ページをお願いします。

議案第44号「令和8年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億480万2,000円と定めようとする

するものであります。

第2条の地方債は、後ほど説明を申し上げます。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

76、77ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、2款1項の国庫補助金、3款1項の一般会計繰入金、6款1項の市債であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で、物件調査委託料、道水路工事費、物件移転補償費などの経費が主なものであります。

78ページをお願いします。第2表、地方債であります。目的は、土地区画整理事業、限度額は1億620万円、起債の方法以下は議案第38号と同様であります。

85ページをお願いします。

議案第45号「令和8年度小牧市介護保険事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100億2,046万5,000円と定めようとするものであります。

第2条の一時借入金は、借入れ最高額を2億円と定めようとするものであります。

第3条の歳出予算の流用は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

86、87ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の介護保険料、3款1項の国庫負担金、4款1項の支払基金交付金、7款1項の一般会計繰入金であります。

一方歳出につきましては、2款1項の介護サービス等諸費、3款1項の介護予防・生活支援サービス事業費が主なものであります。

95ページをお願いします。

議案第46号「令和8年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億8,336万1,000円と定めようとするものであります。

第2条の一時借入金は、借入れの最高額を5,000万円と定めようとするものであります。

96、97ページをお願いします。まず、歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の後期高齢者医療保険料、2款1項の一般会計繰入金であります。

次に、歳出ですが、主なものとしましては、2款1項の広域連合納付金であります。

101ページをお願いします。ここから企業会計に入らせていただきます。

議案第47号「令和8年度小牧市病院事業会計予算」についてであります。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数を520床と定め、年間患者数は入院で15万5,000人、1日平均患者数は425人、外来で26万2,000人、1日平均患者数は1,087人を見込んでおります。主要な建設事業につきましては、固定資産購入事業で6億3,001万7,000円を予定したものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入は病院事業収益としまして、253億6,768万4,000円。支出では、病院事業費用としまして273億892万3,000円をそれぞれ予定したものであります。

102ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入は、企業債、他会計負担金などで、8億5,907万1,000円、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金などで18億5,602万2,000円をそれぞれ予定したものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億9,695万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条の債務負担行為としまして、医療情報システム機器更新事業で、期間を令和8年度から令和9年度まで、限度額を33億9,350万円で設定しようとするものであります。

第6条の企業債であります。103ページをお願いします。起債の目的は、医療機器整備事業であります。限度額は2億8,070万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4.5%以内以下ただし書に記載するとおりであります。償還の方法につきましても、同様記載させていただいたとおりであります。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項間の経費と定めるものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費120億9,502万8,000円を定めようとするものであります。

第9条の他会計からの補助金としまして、病院事業の健全な財政運営に資するため、一般会計から補助を受ける金額は、2億7,422万5,000円であります。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を91億4,347万8,000円と定めようとするものであります。

第11条の重要な資産の取得としまして、103ページから104ページにかけて表にお示ししてありますように、機械備品として、アンプル払出機一式などを予定しております。

107ページをお願いします。

議案第48号「令和8年度小牧市水道事業会計予算」についてであります。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数7万1,700戸。年間総給水量1,960万立方メートル。1日平均給水量5万3,699立方メートル。主要な建設改良事業として送水管整備事業4億2,243万2,000円、配水管改良事業4億3,767万円をそれぞれ予定したものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入は水道事業収益としまして、29億9,644万3,000円、支出では、水道事業費用としまして、30億6,698万5,000円をそれぞれ予定したものであります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。

108ページをお願いします。収入は、負担金出資金などで、5億6,330万5,000円。

支出につきましては、建設改良費などで14億2,664万9,000円をそれぞれ予定したものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億6,334万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項間の経費と定めるものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費2億3,848万1,000円を定めようとするものであります。

第7条の他会計からの補助金としまして、水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計から補助を受ける金額は110万円であります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を2,910万円と定めようとするものであります。

111ページをお願いします。

議案第49号「令和8年度小牧市下水道事業会計予算」についてであります。

第2条の業務の予定量につきましては、接続戸数5万3,000戸。年間総排水量1,660万4,000立方メートル、1日平均排水量4万5,490立方メートル、主要な建設改良事業として汚水管渠整備事業7億7,470万7,000円、汚水ポンプ場整備事業1億2,300万円、雨水施設整備事業1億6,809万円、農業集落排水施設整備事業1億1,251万円をそれぞれ予定したものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入は下水道事業収益としまして、34億6,571万4,000円、支出では下水道事業費用として、31億9,119万2,000円をそれぞれ予定したものであります。

112ページをお願いします。第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入は企業債、出資金、補助金などで、13億2,595万1,000円。

支出につきましては、建設改良費などで18億4,354万1,000円をそれぞれ予定したものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億1,759万円

につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条の債務負担行為としまして、水洗化改造資金利子補給をはじめ、3件につきまして、期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

第6条の企業債であります。113ページをお願いします。

起債の目的は、公共下水道事業をはじめ3件であります。限度額の総額は3億6,770万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4.5%以内、以下、ただし書に記載するとおりであります。償還の方法につきましても同様に記載させていただいたとおりです。

第7条の一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めようとするものであります。

第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項間の経費と定めるものであります。

第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費1億6,683万5,000円を定めようとするものであります。

第10条の他会計からの補助金としまして、下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計から補助を受ける金額は3,556万6,000円であります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計合わせて12会計の予算案の内容を説明申し上げましたが、別冊で予算に関する説明書を併せて提出させていただいておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（舟橋秀和）

ただいま議題といたしております議案第1号から議案第49号までの議案49件の質疑については、後日の本会議において行いますので御了承願います。

次に、請願第1号を議題といたします。本日までに受理いたしました請願は1件であります。会議規則第138条第1項の規定により、請願文書表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま、委員会付託といたしました請願1件は、会議規則第43条第1項の規定により、3月26日までに審査を終わるよう期限を付したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、請願1件については3月26日までに審査を終わる

よう期限を付することに決しました。

日程第7、議席の一部変更についてを議題といたします。

議事の都合により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

変更する議席は議長より指定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

直ちに指名をいたします。

事務局長に一部変更議席を朗読させます。

○事務局長（小川 正夫）

それでは、一部変更議席を朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

1番清水隆宏、2番木村哲也、5番伊藤皇士郎、6番大上利幸、7番阿部哲己、8番余語智、15番永井孝典、16番佐藤悟、17番鈴木裕士、22番石田知早人、以上でございます。

○議長（舟橋秀和）

お諮りいたします。

ただいま事務局長に朗読させましたとおり、議席を一部変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よってただいま朗読しましたとおり、議席を一部変更することに決しました。それでは、ただいま決定されました議席に御着席願います。

ここで暫時休憩をいたします。

(午後1時35分 休 憩)

(午後1時37分 再 開)

○議長（舟橋秀和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本日の議事日程については全部終了いたしました。

次の本会議は、3月16日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後1時38分 散 会)

令和8年小牧市議会第1回定例会議事日程（第1日）

令和8年3月9日午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

（ 番 議員）

（ 番 議員）

第2 会期の決定

（ 日間）

第3 議席の指定

第4 諸般の報告

- 1 常任委員会委員の辞任の報告
- 2 常任委員会委員の指名の報告
- 3 提出議案の報告
- 4 説明員出席要求者の報告
- 5 小牧市国民保護計画の変更について（報告第1号）
- 6 専決処分について（報告第2号・報告第3号）

第5 市長施政方針

第6 議案及び請願審議

自 議案第1号 } 上程・提案説明
至 議案第17号 }

自 議案第18号 } 上程・提案説明
至 議案第24号 }

議案第25号 } 上程・提案説明
議案第26号 }

自 議案第27号 } 上程・提案説明
至 議案第37号 }

自 議案第38号 } 上程・提案説明
至 議案第49号 }

請願第1号 上程・委員会付託

第7 議席の一部変更

令和8年小牧市議会第1回定例会会期日程(案)

令和8年3月9日午前10時 開議

月	日	曜	会議種別	開議時刻	事項
3	9	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名、会期の決定、議席の指定、諸般の報告、市長施政方針、議案上程・提案説明、請願上程・委員会付託、議席の一部変更
	10	火	休会		(議案精読)
	11	水	休会		(議案精読)
	12	木	休会		(議案精読)
	13	金	休会		(議案精読)
	14	土	休会		
	15	日	休会		
	16	月	本会議	午前10時	一般質問
	17	火	本会議	午前10時	一般質問
	18	水	本会議	午前10時	一般質問
	19	木	本会議	午後1時	一般質問、質疑・委員会付託
			委員会	本会議終了後	予算決算委員会
	20	金	休会		(春分の日)
	21	土	休会		
	22	日	休会		
	23	月	休会		
	24	火	委員会	午前10時	総務委員会
			分科会	委員会終了後	予算決算委員会総務分科会
	25	水	委員会	午前10時	福祉厚生委員会
			分科会	委員会終了後	予算決算委員会福祉厚生分科会
	26	木	委員会	午前10時	文教建設委員会
			分科会	委員会終了後	予算決算委員会文教建設分科会
	27	金	委員会	午前10時	予算決算委員会
			本会議	委員会終了後	委員会審査報告・質疑・討論・採決

(概要版)

請 願 文 書 表 (第1回定例会第1日)

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願文	紹介議員	付 託 委員会
1	R8.2.26	住民合意のない学校再 編・統廃合の中止を求め る請願書	別紙1	大上 利幸 山田美代子 安江美代子	文教建設

(概要版)

(別紙 1)

住民合意のない学校再編・統廃合の中止を求める請願書

(件名) 住民合意のない学校再編・統廃合の中止を求める請願書

(趣旨) このたび、篠岡地区の学校再編・統廃合計画が進められ、第一次として令和9年4月より2小学校2中学校に統廃合されると聞いています。篠岡地区では、令和7年5月より篠岡地区学校再編を考える会が5回開催されました。実質的には発表から実施までわずか2年という短期間で計画が進められようとしていることに強い違和感を覚えます。

篠岡地区の学校再編・統廃合計画は当該地域の住民にさえ十分周知されているとは思えず、また十分住民合意ができているとも思えません。住民説明会においても、「陶小学校はこれまでも学年1学級という小規模でやってきている。統廃合をいうのなら、納得がいく説明が欲しい。」「第1期再編を令和9年4月実施というのは、早急すぎないか。期限を切るより話し合いのほうが大事だと考える。」など、学校再編・統廃合について多くの疑問や意見が出されています。

学校は子どもの教育を受ける権利を最も身近に具現化する場であるとともに、歴史的な伝統を持つ地域のコミュニティーの核でもあります。身近な地域から学校がなくなることには納得いかない保護者や住民がいるのも当然です。

私たちとしては、学校再編にあたって最も大事な点は、児童・生徒、学校教職員、保護者、地域住民の合意に基づき、拙速な進め方はしないことにあると考えます。そこで、以下の点を求めます。

(請願事項)

- 1 地域住民の合意のない学校再編・統廃合はやめてください。
- 1 令和9年4月の篠岡地区第1期学校再編時期は白紙に戻してください。

令和8年2月26日

小牧市議会議長

舟橋秀和様

提出者

住所

電話

氏名